

事業所の飲酒運転根絶 取組強化

令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます！

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます。



令和4年
4月1日
施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保管すること。

令和4年
10月1日
施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



一定台数以上の自動車を使用する事業所は安全運転管理者の選任が必須です。

自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。

選
任



乗車定員が11人以上
の自動車1台以上



その他の自動車5台以上
※ 自動二輪車は1台を0.5台として計算

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理になるには、一定の要件があります。

安全
運
転
管
理
者
の

業
務

交通安全教育



運転者の適性等の把握



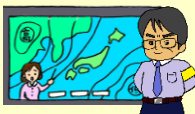
運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導



届
出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明の点は、兵庫県警察ホームページをご覧になるか、相生警察署交通課にお問い合わせください。

横断歩道合図（アイズ）運動
横断歩道手前減速運動 実施中

②お先にどうぞ。

①渡ります。



★運転者はダイヤモンドを見たら減速して、歩行者があれば、確実に停車できる準備をしてください。
★歩行者・運転者の双方が手を挙げるとともに、目でアイコンタクトなどを行って安全に横断してください。

詳しくはこちらをチェック!

